

認証業務改善規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人自然農法国際研究開発センター（以下「この法人」という。）が、有機認証業務規程第50条第2項により、有機認証業務の見直しに関する必要な事項を定めるものである。

(任務)

第2条 認証部員は、前項の目的を達成するため、次に掲げる事項の推進に努めなければならない。

- (1) 認証業務の方法その他事務の改善に関すること。
- (2) 執務環境の改善に関すること。
- (3) 文書の適正な管理に関すること。
- (4) 節約意識の啓発及び経費の節減に関すること。

(会議)

第3条 認証部員は、常に認証業務を見直し、その改善に必要な提案を行うことを心がけなければならない。

2 この法人の認証部員は、1年に1回以上業務の改善のための会議（以下「会議」という。）を行うものとし、会議の議長は、認証部長がこれに当たる。

3 会議では、過去1年間の業務において生じた問題点を整理するとともに、次に掲げる情報を踏まえた上で、継続的な公平性リスクの特定等についても協議するものとする。

- (1) 農林水産省による調査、独立行政法人農林水産消費安全技術センターによる定期的調査等の結果及び内部監査の結果
- (2) 公平性委員会の審査結果及び進言
- (3) 認証申請者、認証事業者及び利害関係者からのフィードバック
- (4) 不適合業務の是正措置及び予防措置の状況
- (5) 前回までの見直し会議の結果についての改善状況
- (6) 目的の達成状況
- (7) 認証業務に影響を及ぼす可能性のある変更
- (8) 異議申立て及び苦情処理に関する情報
- (9) 認証業務の公平性に係るリスクの特定
- (10) 業務委託機関の業務の妥当性についての評価

4 会議の内容は、議事録にまとめ、記録を残すものとする。

5 認証部長は、会議記録を遅滞なく理事長に報告するものとする。

(見直しの実施)

第4条 理事長は、会議において提案された認証業務の改善（以下「改善」という。）を遅滞なく実施する。なお、改善には、次に掲げる事項に関する決定及び処置を含むものとする。

(1) 認証業務の有効性の改善

(2) 「日本農林規格等に関する法律」に定める「国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機関に関する基準（ISO/IEC17065）」への履行に関する登録認証機関としての改善

(3) 必要な資源の確保

2 理事長は、業務の変更を行うときは、あらかじめ監督官庁に報告するものとする。

(周知)

第5条 理事長は、前条の見直しの内容を申請予定者若しくは認証事業者等に対して周知する必要がある場合、書面その他の方法により必要な措置を講ずるものとする。

(規程の変更)

第6条 この規程の変更は、理事会の決議を得なければならない。

(補則)

第7条 この規程に定めのない事項については、必要に応じて理事会の決議により、別に定める。

(附則)

1. この規程は、平成18年3月10日より適用する。
2. 平成24年8月30日一部改訂（この一部改訂は平成24年9月9日より施行する）。
3. 平成25年9月8日一部改訂（この一部改訂は平成25年9月8日より施行する）。
4. 平成27年3月8日一部改訂（この一部改訂は平成27年3月8日より施行する）。
5. 平成30年12月16日一部改訂（この一部改訂は平成31年4月1日より施行する）。